

銀行資産を統一基準で精査

発表日：2013年10月24日(木)

～三度目の正直で銀行の信頼回復となるか？～

第一生命経済研究所 経済調査部
主席エコノミスト 田中 理
03-5221-4527

- ◇ ECBは来年11月の監督一元化の開始を前に、直接の監督下に置くことになるユーロ域内の約130行に対して、不良債権の定義を統一し、銀行の資産内容を精査したうえで、より厳格な基準でストレステストを実施する。
- ◇ 過去2回のストレステストでは、前提条件の甘さや不良債権が過小評価されているなど、厳格性や信頼性が疑問視されてきた。検査の結果が公表されるのは来年10月とまだ先のことはあるが、より厳格なテストの実施で、銀行部門の信頼回復につながるか注目が集まる。
- ◇ 厳しすぎる結果は、銀行の経営悪化や救済負担の増加による財政悪化懸念を招く恐れもある。“厳しめだけれども、厳し過ぎない”、居心地のよい調査結果に落ち着く公算が大きい。

■ より厳格なストレステストの実施で銀行の信頼回復を目指す

ECBは22日、来年11月に予定する銀行監督一元化（SSM）の開始を前に実施する包括的な銀行評価の指針を公表した。包括評価は、①監督上のリスク評価、②資産査定（AQR：asset quality review）、③健全性審査（ストレステスト）の3要素で構成される。監督上のリスク評価では、流動性の高い資産を保有しているか、レバレッジを一定範囲内に抑制しているか、安定した資金調達源を有しているかなど、監督上の観点で銀行が抱えている主要なリスクを定量・定性の両面から評価する。資産査定では、不良債権の分類や担保の価値評価が妥当かなど銀行資産の質を精査し、自己資本比率の算出に用いるリスク・ウェイト・アセット（RWA）を再計算する。ストレステストでは、経済成長率の下振れや資産価格の下落など、マクロ環境に負荷が掛かったシナリオを想定した場合に、銀行のバランスシートがどの程度の耐性を有しているかを検証する。

評価の対象となるのは、SSMの始動後にECBが直接監督下に置く予定の“重要な（significant）”銀行群。具体的には、①資産規模が300億ユーロ以上、②銀行資産の対GDP比が20%を超える、③資産規模で各国トップ3の何れかに該当する銀行で、2012年末の資産残高を基準にした現時点のリストでは18ヶ国（来年1月からユーロを導入するラトビアを含むユーロ圏諸国）で128行（うちスロバキアとマルタの4行は別の国のリストに含まれる銀行の子会社で重複している）、ユーロ圏全体の銀行資産の約85%をカバーしている。最終的なリストは2014年に入ってから公表される。調査は今年の11月に開始され、ECBが監督一元化を開始する来年11月までに国別・銀行別の詳細結果と必要な是正措置の公表を予定している。

欧州債務危機で銀行問題が露呈して以降、欧州では2回のストレステストを実施してきた。だが、テス

トに合格した筈の銀行がその後に経営難に陥るなど、テストの厳格性や信頼性を疑問視する声も多かった。また、各国によって不良債権の定義が区々で、国を横断して銀行の資産状況を比較することが困難だった。これまで不良債権の分類に裁量の余地があり、銀行資産の透明性に問題があるとの指摘も多かった。そこで今回の包括評価では、資本の定義をバーゼルIIIに依拠した基準に設定したほか、不良債権を始めとした銀行資産を統一的な基準で精査し、従来よりも厳しい銀行の健全性審査を実施する。こうした動きは、1990年代後半から2000年代前半にかけて、日本の金融当局が不良債権の定義を厳格化することで、銀行の信頼回復を目指した経緯を思い起こさせる。結果の判明は1年後とまだ先のことはあるが、欧州でも厳格な銀行の健全性審査の実施をきっかけに、経営体力の弱い銀行の問題点を洗い出し、銀行システムの信頼回復につなげることが出来るかに注目が集まる。

■ 不良債権の定義を統一し、銀行の資産を精査する

監督上のリスク評価の具体的な手順については、今回のプレスリリースでは公表されていない。現在、ECBと各国の銀行監督当局は協力して、将来のSSM体制下で監督の基本ツールとなるリスク評価システムを開発している。各国の監督当局による既存の評価手法とともに、新たな評価システムの一部が、来年のリスク評価でも部分的に利用されるとのことだ。バーゼルIIIにおける流動性カバレッジ比率、レバレッジ比率、安定調達比率の様なリスク指標が用いられることが推測される。

アセット・クオリティー・レビューの対象となる資産は、SSMに参加しない国やEU域外の国も含めた全てのソブリン、金融機関（インターバンクを含む）、企業、リーテル向けの与信（エクスポージャー）で、銀行勘定・トレーディング勘定、オンバランス・オフバランスの別を問わない。査定は、①対象資産を選定する「ポートフォリオ選択」、②データの整合性の検証、サンプル調査、実地調査を通じて、不良債権の分類や担保価値の評価に問題がないかを精査し、リスク・ウェイト・アセット（RWA）を再計算する「調査の執行」、③対象資産・対象銀行間のデータの整合性をチェックする「照合作業」の3段階で構成される。不良債権の定義は、EBAが21日に発表したガイドラインに基づき、「90日以上債務の返済が遅延している債権」が統一的に用いられる。ただ、返済期限や条件を変更した債権（forbearance）については、EBAのガイドラインでも、健全な債権・不良債権の何れにも該当する可能性があるとして、裁量の余地が残されている。

ストレステストについては、アセット・クオリティー・レビューの結果を踏まえ、EU内の銀行監督機関を統括するEBA（欧州銀行監督機構）とECBが協力して実施する。具体的な手法やシナリオの前提については、両機関の間で協議し、後日公表される。所要自己資本比率の想定は、バーゼルIIIの中核的な自己資本比率で8%以上（内訳は、普通株式の最低所要水準：4.5%+資本バッファー：2.5%+重要な銀行に対する追加資本：1%）をベースラインとし、ストレステストの終了時点で有効な所要要件（バーゼルIIIでは所要自己資本比率が段階的に引き上げられる）が適用される。過去に実施したストレステストと同様に、マクロ経済環境などに負荷を掛けた場合に、各行が所要自己資本比率を満たすことができるか、自己資本比率を満たすのに必要な追加の資本額（資本不足額）を試算する。各銀行のソブリン債保有による影響も加味される。

包括評価の結果は、各行毎に必要な是正措置（内部留保、増資、資産の分割・売却などの資本増強策）や是正期限とともに2014年10月に公表される。資本不足が判明した銀行の救済手段については、①まずは自力増資や資産売却など、銀行の自助努力や利害関係者の負担による穴埋めを目指し、②それが不可能、或いは不十分な場合には、当該銀行を所管する国の救済スキームを用いる、③国では十分な資本増強をすることが難しい場合に限って、EUレベルの救済スキームを用いることが基本方針となっている。ただ、

EU共通の銀行の破綻・救済スキーム（SRM）やバイルインの取り扱いを巡っては、各国政府やECBの間で意見対立が続いており、今回のプレスリリースでも救済スキームの具体策は記されていない。ECBは資本注入が必要となる事態に備え、事前に十分な財源を有する救済基金を準備しておく必要があると主張している。24・25日に行われるEU首脳会議では、11月下旬までに資本不足と認定された銀行の資本増強の枠組の詳細を明らかにするとの方針が盛り込まれる見込みだ。

ECBのドラギ総裁は23日に「包括的な銀行評価の信頼性を示すためには、幾つかの銀行がストレステストに不合格となる必要がある」と発言した。監督一元化を引き受けた後に、包括評価に合格した銀行の資本不足が露呈しては、ECBの信認が傷つくことにもなりかねない。SSMの開始前に膿み出しを終えておきたいと考えるのが自然で、今回の調査は従来よりも厳しい判断が下されるとの見方が多い。スペインの銀行システムの健全性評価で活用した民間のコンサルタント会社に、一連の調査の外部監査を委託し、調査の信頼性を高めようとしている。ただ、厳し過ぎる健全性評価で資本不足額が膨れ上がれば、銀行の経営悪化や救済負担の増加による財政悪化の懸念が再燃する恐れがある。“厳しめだけれども、厳し過ぎない”、居心地のよい調査結果に落ち着く公算が大きい。

以上